

令和7年度 文部科学省関係税制改正要望の結果 (概要)

要望が認められたもの

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金事業に係る印紙税の非課税措置の拡充【印紙税】
- (2) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長（内閣府との共同要望）【印紙税】
- (3) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の延長【固定資産税等】
- (4) 私立学校法の改正に伴う税制上の所要の措置【所得税等】
- (5) 公的年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置（厚生労働省、財務省、総務省との共同要望）【所得税等】
- (6) 独立行政法人国立女性教育会館の機能強化に係る税制上の所要の措置（内閣府との共同要望）【法人税等】

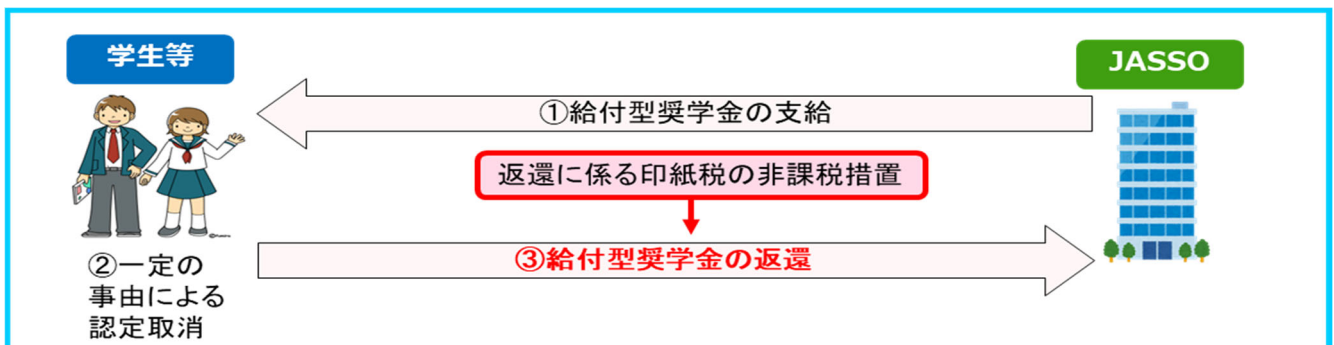
要望が認められなかったもの

- ・ 特定公益増進法人等への法人寄附に係る特別損金算入限度額の拡充【法人税等】
- ・ 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】
- ・ 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】

要望が認められたもの

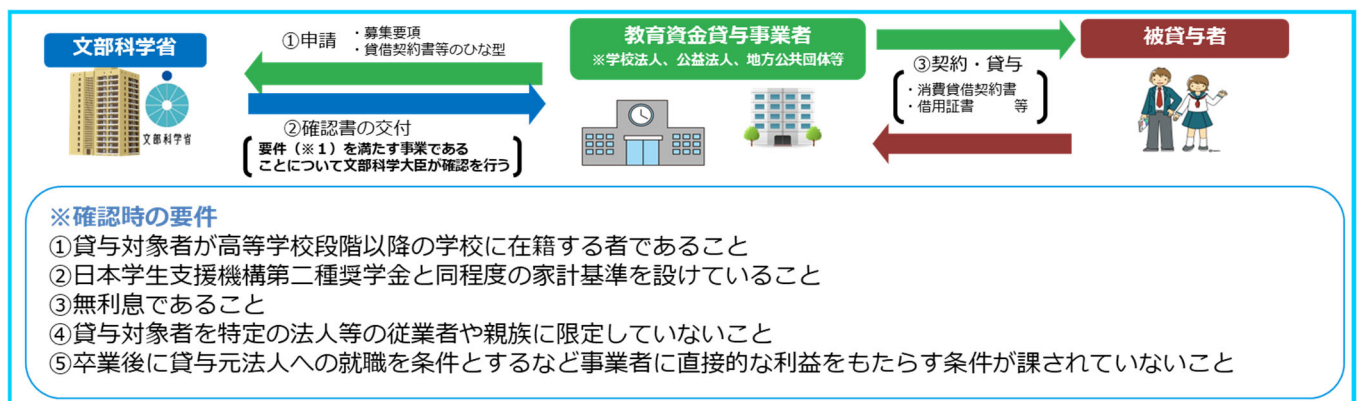
(1) 独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金事業に係る印紙税の非課税措置の拡充【印紙税】

(独) 日本学生支援機構が実施する給付型奨学金において、一定の事由に該当し認定を取り消し、支給した奨学金の返還が必要となった場合に作成する返還誓約書に課される印紙税について、貸与型奨学金に係る文書と同様に非課税措置を適用する。



(2) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長（内閣府との共同要望）【印紙税】

学校法人や公益法人等が実施する、経済的理由により修学困難な学生等に対する無利子の貸与型奨学金等の貸付事業のうち、文部科学省の確認を受けたものについて、借用証書等に係る印紙税非課税措置の適用期限を3年延長する（令和10年3月31日まで）。



（３）公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の延長【固定資産税等】

公益法人が所有・取得する重要無形文化財である伝統芸能の公演のための専用施設（能楽堂）に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の軽減措置（課税標準２分の１）について、適用期限を２年延長する（令和９年３月３１日まで）。



（４）私立学校法改正に伴う税制上の所要の措置【所得税等】

改正私立学校法が令和７年４月に施行されることを踏まえ、改正後においても、これまで学校法人に適用されていた税制上の優遇措置を引き続き講ずる。併せて、私立学校法改正に伴う必要な措置を行う。

（５）公的年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置（厚生労働省、財務省、総務省との共同要望）【所得税等】

厚生年金保険法の遺族厚生年金等について、関連の法改正を前提に、引き続き公課禁止及び滞納処分による差押禁止の措置を講ずる。

（６）独立行政法人国立女性教育会館の機能強化に係る税制上の所要の措置（内閣府との共同要望）【法人税等】

独立行政法人国立女性教育会館を機能強化し、独立行政法人男女共同参画機構（仮称）へ改組した後も、関連の法改正を前提に、これまで適用されていた税制上の優遇措置を継続する。